

池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター

～新春だより～<https://ikeda-lawoffice.com> 令和2年1月 第24号



謹賀新年 明けましておめでとうございます。

今年は、オリンピック・イヤー。あっという間に7月24日午後8時の開会式が迫ってくるようです。スポーツは国境を越え感動を呼びます。そして、多様性こそが様々な分野において社会の変化を推進していることを感じます。

昨秋には、日本で開催されたラグビーワールドカップで日本全体が大いに盛り上がりました。紳士のスポーツといわれるラグビーですが、激しいコンタクトプレーに目を奪われ、選手もファンも熱くなりました。日本チーム（ブレイブブロッサムズ）の決勝トーナメント進出は新しい歴史を作りました。目を見張ったのは、15人制のチームの日本代表に外国人の多いことでした。他国での代表歴がないことに加えて、出生地が日本/両親または祖父母のうち一人が日本出身/日本に3年以上継続して居住しているかのどれか一つでも当てはまれば、代表選手資格を得ることができるということです。活躍する選手の多くが日本チームで活躍することを選択して、人生を歩んでいるということも素晴らしいことだと思います。



にわかファンには、ラグビーのルールも用語も新鮮でした。試合終了を表す英語はFULL TIMEですが、勝った側も負けた側も試合が終わればない、という意味のノーサイド（NO SIDE）が試合終了を意味する言葉として、使われていました。そして、相手を尊重する精神は、各地での選手と地域の人々との交流や外国応援団と日本人ファンとの交流も生み出しました。

法律的な紛争をお手伝いしている私どもの精神はどうかと言えば、相手をリスペクトし、闘う姿勢においてフェアプレイの精神は同じではあると思います。しかし、弁護士は利害の対立する依頼者の双方を代理することはできません。そして紛争が解決すれば、依頼者本人はノーサイドと言いたいところなのですが、そう簡単ではありません。それでも、私たち法曹がかかわることによって、新しい未来が開かれるのであれば、何よりうれしいことです。



最後にもう一つ、リーチ・マイケル主将が司令塔として、レフリーや外国人選手の英語でのやり取りを正確に理解し、つなぐ役割を果たしたことも大きいと聞きます。外国との取引や契約書、その作成プロセスとしての情報収集にも英語が欠かせない時代です。世界に取り残されることなく、ちゃんとしたお手伝いのできるように、語学力も磨かなくてはなりません。

今年も取り組むべきことが沢山ありそうです。

＜池田伸之、池田桂子＞

ニュースレター第24号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikeda-lawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

なぜ刑事弁護をするのか



<小澤尚記>

弁護士になって1年目から、縁があって、ちょうど裁判員裁判が始まった年に、傷害致死事件の裁判員裁判の弁護人になり、その後も比較的、刑事弁護を多く扱ってきました。

その中には、夫婦を殺害した強盗殺人事件や、仮想通貨がらみの強盗殺人事件、通り魔の殺人未遂まで、マスコミで大きく取り上げられるような重大な事件にも関わってきました。



このような刑事事件を扱っていると、「なぜ、そんな悪人を弁護できるのか?」と聞かれることがあります。

私も明確な答えは持っていませんが、いつも次のように答えています。

刑事事件では、逮捕され、刑事裁判になった人は、人員も予算も豊富な検察・警察と対峙することを強いられます。

たしかに、自分が犯した悪事であれば、検察・警察に厳しく追及されても、それは仕方がないことだという話も良く分かります。

しかし、孤独に検察・警察に立ち向かうことが求められ、刑事裁判では更に裁判官からも責められ、そのような環境で自分が言いた

いことを言うことは、なかなか難しいことです。言いたいことを言う権利を守れないのであれば、それは国家による一方的なリンチと変わりません。

このとき、弁護人がいることで、少なくとも自分が言いたいことを言える状況を作り、罪を認めている人であれば、できる限り納得して刑に服してもらう（再犯防止になるかもしれない）ことも弁護士の仕事だと考えています。

また、無実の罪で逮捕され、裁判を受けることになったのであれば、マスコミにどのように報道されていても、本人のための権利を守り、正しい結論が得られるようにするのも重要な弁護士の仕事です。マスコミにどのように悪人と報じられていても、直接本人と会って、話を聞くと、違う状況が見えてきて、悪人とは言えないと思うこともあります。



ということで、悪人かどうかは分からないし、悪人でも納得のためには、弁護士が弁護する必要があると考えて、刑事弁護をしています。

交通事故で適正な賠償を受けるためのポイント（受診・通院に関して）



<山下陽平>

運転中に追突され、運転席と助手席の人がけがをしたという交通事故があったとします。同じ事故で同程度のけがをしたのだから、認められる損害賠償額は同額程度のはずだ、と思いませんか?しかし、私が担当したケースでは、同事故による同程度のむち打ち症の場合で、損害賠償額に百数十万円の差が生じたことがあります。賠償額に大きく差が出た理由は、治療の受け方にあります。

交通事故で多いむち打ち症は、外見上明ら

かでないだけでなく、レントゲン、CTやMRIでも画像所見のないことが少なくありません。そのため、後遺症として痛みが残っているか（後遺障害として認定されるか）や、交通事故が原因の痛みといえるか（事故との因果関係）などが問題になり、賠償が一部否定されることがあります。



適正な賠償を受けるために重要なのが、適切な受診・通院です。最低限必要なのが、①事故直後に必ず病院に行くこと、②その後も

継続的に病院に通い治療を受けること、つまり30日に一度は必ず病院に通院することで（接骨院や整骨院のみにかかるのでは「通院」にあたりません）。

冒頭のケースでは、仕事で日中に病院に通えなかった方は後遺障害が認められず、病院に通えたもう一人のみ後遺障害14級が認められました。この後遺障害慰謝料額が110万円です。そのほか、通院期間（接骨院や整骨院のみに通った期間はカウントされませ

ん）に応じて認められる慰謝料でも数十万円の差が生じました。このお二人は、治療が終わる段階でご相談がありましたが、事故直後からアドバイスできていたら、双方に後遺障害が認められていたかもしれません。

適切な治療の受け方だけのアドバイスであれば、10分程度のお電話で済み、費用も特にかかりません。お近くに交通事故に遭われた方がおられましたら、お気軽に当事務所にお電話ください。

B型肝炎訴訟



<川瀬裕久>

私は2011年からB型肝炎訴訟の弁護団で活動をしています。

「B型肝炎患者さんが給付金を受け取れる」という表示を見たことがあるという人が皆さんの中にもいるのではないかと思います。今回は、B型肝炎とは何なのか、給付金を受け取れるというのはどのようなことなのか簡単に説明したいと思います。

まず、B型肝炎というのは、B型肝炎ウイルス（HBV）の感染によって起こる肝臓の病気のことです。このウイルスが肝臓で増殖を始めると、これを排除しようとする免疫反応が起き、この反応の過程で肝臓に炎症が起こるのですが、幼少時に感染した場合には、免疫反応がうまく働かず、そのままウイルスが肝臓に定着（持続感染）することになります。このようなB型肝炎の持続感染者は、国内で110～140万人存在すると推計されています。肝臓に定着したウイルスを排除しようと免疫反応が働き出すと、肝臓が炎症を起こし、それが慢性化することがあります（慢性肝炎）。そうした炎症状態が継続すると、人によっては肝硬変、肝臓がんへと進展することもあります。

B型肝炎ウイルスの感染経路としては、母

子感染（出産時の母親からの感染）、水平感染（注射針・注射器の共用、輸血等）があります。給付金を受け取れるのは、集団予防接種の際の注射針・注射器の共用（注射の回し打ち）で感染した人です。厚生労働省の推計では、被害者は最大で40万人以上とされています。

給付金を請求するためには、資料を集めて訴訟をする必要があります。資料としては、B型肝炎ウイルスに持続感染していること、母子感染でないこと等を証明するため、血液検査の結果や過去のカルテなどが必要になります。こうした資料収集や訴訟手続は、ご自身ですることとも可能ですし、弁護団などの弁護士に依頼をすることも可能です。

給付金を受け取るには2022年1月までに訴訟を起こす必要があります。また、古いカルテなどは廃棄されてしまいますので、給付金を受け取りたいと考える場合には、早めに資料収集等に取りかかる必要があります。

B型肝炎に感染していると言われたことはあるが、自分が対象になるかわからないという方は早い段階で一度ご相談なさってはいかがでしょうか。

相談予約方法



下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

タスク管理のコツ

<藪内遥>



年末年始は、駆け込みでどんどんやってくる仕事、なぜか〆切が集中する書面作成、年明けに堰を切ったようにやってくる問い合わせで毎年バタバタしております。

過密スケジュールをこなすには、タスク管理が大切です。今日は、私が普段からやっているタスク管理方法をご紹介します。

まず、手持ちの業務やTODOを一覧で見られるように、エクセルで表にまとめ、1週間単位で、やること(Plan)、やったこと(Do)、良かったところと悪かったところ(Check)、次週以降やること(Action)を整理します(図1のイメージです。)

そして、朝、出社したら、このエクセル表を見て、その日にすることを図2のメモの形で付箋に書いてPCに貼ります。

図2のメモは、その日のタスクを、緊急性と重要性で分けて優先順位をつけるためのものです。緊急性は文字通り〆切が近くて急ぎかどうかで、そして重要性はタスクの負荷の大きさ等によって判断します。①には、緊急かつ重要なものを書きます。その日の最優先事項です。締

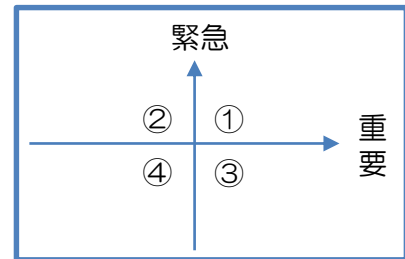
め切りが近い書面作成等です。②には、そこまで負荷がなく重要性は落ちるものの、緊急なものを書きます。急ぎの電話やメール対応等です。③には、〆切に余裕があり緊急性はないものの、重要性が高いため少しずつ手を付けておいた方がいいものを書きます。そして、④には、ルーティン的な業務や急いでいない予定調整等を書きます。隙間時間でできる業務のイメージです。①、②、③、④の順で優先順位が高いので、それを意識して仕事をします。

こうやって、全体の業務と個別のタスクを整理すると、木を見て森を見ない状態に陥らなくなり、ゴールも見えやすく、安心できますね。タスク管理、大切です。

【図1】

案件	Plan	Do	Check	Action
〇〇さん 訴訟	7/7に訴状 提出	ドラフト 起案	xxの点、 確認不足	来週にxxを確認 /全体を清書

【図2】



養育費をめぐる最新事情

<石田美果>

日本における離婚率は、年々上昇しており、一人で子どもを育てる親も増えています。離婚後に子どもを養育する親が、元夫(元妻)から受け取る養育費。この養育費をめぐる最新の事情について、ご紹介いたします。

現在、調停や訴訟等で養育費を決める際には、裁判官らの研究会が平成15年に法律雑誌に発表した簡易算定方式が使われています。しかし、この算定方式については、「金額が低すぎる」「税率改正や物価変動を反映していない」などという批判がありました。

そこで、現在の社会情勢の変化を踏まえて、最高裁の司法研修所が算定方法を見直し、新たな算定方式が公表されました。新たな算定方法では夫婦の収入などによっては養育費が増額される可能性があります。この新たな算定方法による運用は、早くも今年から開始される見込み



です(裁判所によって具体的な時期は異なります)。

また、養育費については、せっかく裁判等で金額が決まっても、離婚相手が支払ってくれないなどといった不払いの問題があります。厚生労働省が発表した全国ひとり親世帯等調査によると、養育費を受け取っている親は、3割未満にとどまっています。

そこで、離婚相手から養育費を受け取れないひとり親家庭が困窮するのを防ぐため、全国で初めて、兵庫県明石市が、養育費を立て替える形で一定額を支払う制度を創設する方針を決めました。現在、同市は、養育費に関する制度の検討を重ねており、不払いの場合に氏名を公表することや、給料からの天引きを行うことなども検討しているとのこと。



養育費は、子どもの成長のために必要な大切なお金。養育費がきちんと支払われ、子どもたちが健やかに成長していける社会になることを願っています。当事務所にご相談下さい。

私的絵画百選 ⑫



『トランプ遊び』

フェルナン・レジェ Fernand Léger
(1881年2月4日－1955年8月17日)

油彩 カンバス 129×193cm 1917年
クレラー・ミュラー美術館
オランダ・オッテルロー

金属製のロボットのような人型が重なり、たくさんの腕が伸びて、トランプを持ってカードゲームに興じてます。ロボットと化した人間は、機械化されながらも、遅しく動き、トランプ遊びをする心を失ってはいないように見えます。そして、この絵からは、戦争讃美も戦争批判も直ちには読み取れません。

ジョセフ・フェルナン・アンリ・レジェは、1881年にフランスのノルマンディー地方の畜産農家の息子として生まれました。1900年頃、パリに出て、建築製図工の仕事をしながら、美術学校に通って、印象派に学び、独自の作風を模索していきました。1907年にパリのサロン・ドートンヌで開催されたセザンヌの回顧展はレジェに大きな影響を与えました。セザンヌの描く自然には、形や色合いの区分を円錐形や円筒形、球体としてとらえ、絵画に関わるあらゆる課題をとらえ直そうとする勢いがあり、印象主義から出発しながら、研究を深めていきました。

当時の画家たちが影響を受けたように、レジェも「キュビズム (cubism 立体主義)」と呼ばれる前衛美術運動に参加します。キュビズムは、写実主義を歩み続けてきたヨーロッパ絵画史上の大革命でした。写実主義では一点から見たある瞬間の一面からしか描くことができないところ、複数の局面や状況を表現する方法として、現実をより正確に表現しようと試み、また色彩の持つ造形的な価値を探求していったのだと思います。その萌芽は中世以降にあちこちにみられたと思われるのですが、後期印象派、とりわけセザンヌによって、理論的な展開を見ました。

「トランプ遊び」という身近な題材は、ピカソをはじめ多くの画家が取り上げています。二人の男が机を挟んで興じている、セザンヌも「カード遊びをする人々」なども有名です。同じ題材でも異なるのが興味深いところです。キュビズムを追求した画家の中でも、レジェは自分の置かれた環

境や体験をもとに、自分らしい画風や形式を模索しました。第一次世界大戦の独仏戦争に従軍したときに、兵器の機能美に惹かれ、機械文明の進展とそれと共に生きる人間の生活ぶりを意識したといわれています。同じころ参戦したチャップリンの映画などにも影響を受けたのではないかと推測されます。

のちに、初期のキュビズムの作風から離れていき、太い輪郭線や形の単純化、明快な色使いへと作風は変化していきました。シンプルかつモダンな作風は、1960から70年代にイギリスやアメリカで流行するポップ・アートという芸術運動につながっていったとも言われます。しかし、レジェ自身は、あくまで色彩や形態の最も自律的な調和を追求した表現活動を志向していたのであって、大量消費社会、大衆文化とつながるポップアートにつながるようなことを意識していなかったと、私は感じています。

1920年、建築家のル・コルビュジエと知り合い、以後、ル・コルビュジエの設計した建築の壁画を担当することが多くなった頃から、レジェは壁画、舞台美術などにも活動の場を広げていきました。アメリカでも活動し、壁画、スタンドグラス、舞台装置、陶器、版画、書物の挿絵など、旺盛な制作活動を行いました。国際連合の総会ホールにはレジェの壁画が寄贈されています。

レジェは、戦争直後の創作期（機械の時代と呼ばれます）にこう語っています。「私は、他の人たちが想像の中に風景を描き出すように、機械の絵を作り出す。機械的な要素は既定の方針や態度ではなく、力とエネルギーの感覚を与える一つの手段である」と。時代が変わり、目に見えないさまざまなソフトウェアやAIなどの技術が生まれている技術革新著しい現代に、もし、レジェが生きていたら、どのような絵を描いただろうと想像することも、また楽しいことです。

<池田桂子>